

母子世帯の母親の就労と所得*

阿部 彩

国立社会保障・人口問題研究所

平成16（2004）年3月31日

1. 問題意識

近年における家族形態の変化の一つとして、母子世帯の増加があげられる。厚生労働省の『平成10年度全国母子世帯等調査』（1998）によると、平成10年における母子世帯数は、95.5万世帯であり、平成5（1993）年の79.0万世帯に比べ20.9%の増加を見せている。また、母子世帯が子供のいる世帯に閉める割合（母子世帯比率）も6.5%（2001年）¹となっている。子供数でみると、約20人に1人の子供が母子世帯に属していることとなる（5.7%）²。

欧米においては、母子世帯の増加が子供の貧困や不平等と密接に関連していることが数々の実証研究で明らかにされており、母子世帯に対する施策のあり方が社会政策研究の重要な課題となっている。我が国においても、母子世帯の経済状況が劣悪であることがいくつかの調査・研究により明らかになっている（厚生労働省2001、日本労働研究機構2003、

* 本稿で使用した「国民生活基礎調査」の個票は、厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「家族構造や就労形態等の変化に対応した社会保障のあり方に関する総合的研究」（主任研究者：寺崎康博・東京理科大学教授）において目的外使用申請を行い、総務省統計局長の承認を得て阿部が再集計したものである（総統審第31号）。

¹ 厚生労働省『平成13年度国民生活基礎調査』世帯票より筆者計算。

² また、父子世帯は、16.3万世帯と母子世帯数ほど多くはないものの、ここ15年ほどはほぼ横ばいの傾向を見せている（厚生労働省1998）。

Tokoro2003 他)。前記の『全国母子世帯等調査』によると母子世帯の平均収入金額は 229 万円であり、子供がある世帯全体の平均の約 2 分の 1 である。そのため、日本では、特に貧困に陥りやすい母子世帯に対する経済的支援策として、児童扶養手当、遺族年金などが整備されている。また、最低生活を下回る生活を余儀なくされる母子世帯には生活保護制度が適用される。さらに、母子寮や母子福祉センター、婦人（女性）相談センター、母子相談員の設置など、現物給付およびサービス給付による支援策も用意されている。

近年、これら母子世帯をとりまく公的支援の施策が大きく変容している。平成 13 (2001) 年には、児童扶養手当の改正が行われ、所得に応じて給付額を段階的に減額するテーピング (tapering) が導入された。また、平成 14 (2002) 年には、母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律が可決され、児童扶養手当の（全額）支給期間にタイム・リミットを設ける案などが検討された³。また、母子世帯にとっての最後のセーフティ・ネットである生活保護制度においても、母子世帯加算の見直しが行われており、切り下げになる可能性が高い。これらの動きは、母子世帯に対する施策を、従来の児童扶養手当を中心とする恒常的な経済支援から、就業による「自立」を促す就労サービスへと変換する方針を具体化したものといえる。一方で、母子世帯への経済支援は、父親からの養育費の取り立てを強化し、公的な支援は母子世帯となった直後の数年に限定していくという方向性が打ち出されている。このような母子世帯に対する政策の方向転換は、母子世帯に対する福祉政策に労働インセンティブを盛り込み、福祉依存からの脱却を促進しようとするアメリカ・イギリスなどの動きに類似している。

しかし、欧米諸国における母子世帯の状況と、日本の母子世帯の状況は大きく異なっていることには留意しなければならない。日本の母子世帯の就労率は、先進諸国の中でも非常に高く (Tokoro 2003)、近年の調査では 85%⁴から 87%⁵との結果が出ている。日本の母子世帯の経済問題は、福祉に依存し就労しないこと (いわゆる貧困トラップ) に起因するものではなく、「長時間仕事をしても賃金が低く、低い勤労収入しか得られていないこと」 (JIL 2003, p.14) との指摘もあり、政府もその基本方針において母子世帯が「より良い就労」を得るための支援を重要視している (厚生労働省告示第百二号)。

母子世帯の殆どが就労している事実を踏まえると、わが国の母子世帯に対する公的現金給付は、就労を代替するものではなく、母子世帯の勤労収入を補完し、母子世帯の経済的困窮を緩和するものと位置付けられよう。実際に、生活保護や児童扶養手当は、母子世帯の中でも特に所得が低い世帯や就労ができない世帯を対象としており、市場を補完する性質を持ち合わせている。しかし、今回の児童扶養手当改正では、全額支給の所得制限が引き下げられたことにより、年収 130 万円から 204 万円の世帯には実質の給付切り下げとな

³ 5年タイムリミットについては平成 15 年 3 月の厚生労働大臣の母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針には書き込まれていない。

⁴ 厚生労働省『平成 10 年全国母子世帯等調査』

⁵ 日本労働研究機構『母子世帯の母への就業支援に関する調査』2003 年

っているなど、児童扶養手当の防貧的位置付けは弱まっている可能性がある。一方で、これら現金給付が母親の就労意欲を抑制しているという批判も依然として強く、児童扶養手当の今改正のテーパリング導入はその批判に対応するものといえよう。しかし、わが国における母子世帯の母親の就労と公的給付についての実証研究は極めて少なく、その関係については明らかにされていないのが現状である。また、母親の就労は、子供のウェルフェアとも複雑に関係する。就労（または勤労時間の延長）は、所得の上昇をもたらすと共に、子供と過ごす時間など生活面におけるウェルフェアを減らす可能性も考えられる。これらの影響を総合して、母親の就労が母子世帯にどのような影響を及ぼしているかは不明である。

本研究は、これらの問題意識を踏まえ、母子世帯の母親の就労と公的給付の関係について考察するものである。その第1段階として、本稿では、世帯レベルのマイクロデータを用いて、まず、母子世帯の現状と経済状況を把握する。本稿で用いるデータは、厚生労働省の平成1・10・13年『国民生活基礎調査』の個票である。なお、本稿では、母子世帯を「20歳未満の未婚の子、その子の未婚・離婚・死別の母親、その他の世帯員を含む世帯」と定義する⁶。多くの調査で適用される「母子世帯」の定義には、母親と20歳以下の子のみの世帯であるのに対し、本稿で用いる定義においては、母親が親などと同居するケースや20歳以上の子供が同居するケースも含めている⁷。子供を抱えて独り身となった母親にとって、親との同居は、経済面のみならず、就労や子育ての上でも一つの有利な選択肢である。このことを踏まえると親と同居している母子世帯（三世代世帯）を日本の母子世帯の分析に加えないことは不適切である（日本労働研究機構 2003）。ここでは、日本労働研究機構（2003）にならって、母親と子（20歳以上の子も含む）のみの母子世帯を「独立母子世帯」、他の世帯員も含む母子世帯を「同居母子世帯」と呼ぶ。

本章の構成は以下の通りである。まず、母子世帯数と母子世帯率の動向を既存統計などから把握する。2節においては、母子世帯への経済支援の要である児童扶養手当制度と遺族年金、生活保護制度の概要と、これらの制度がどれくらいの割合の母子世帯に利用されているのか分析する。また、2002年に行われた児童扶養手当改正の内容を説明する。3節では、母子世帯の経済状況と所得に占める勤労所得・社会保障給付費の割合などの分析を用いて、日本の母子世帯においては社会保障給付に依存する度合いが極めて低いことを示す。

⁶ 『全国母子世帯等調査』で用いられる母子世帯の定義は、「父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯」となっている。一方、国勢調査、厚生労働省『国民生活基礎調査』など定義される母子世帯は、母と未婚の子のみの世帯である。

⁷ また、母と子のみの世帯であっても子の一人が20歳以上の場合は「母子世帯」と定義されない公式統計もあるが、本稿では子の一人が20歳未満の場合は他の子（未婚）が存在しても母子世帯とみなす。この場合、世帯が母親と子のみである場合は「独立母子世帯」とする。

2. 母子世帯数（率）の動向

母子世帯数を長期的におってみると、第二次大戦後に夫との死別の増加に起因する一時的なピークを迎えた後、昭和40年代には最低となり、その後、死別による母子世帯数は減少するものの離婚による母子世帯の増加により総母子世帯数は増加している（図2.1）。母子世帯の総数の増加は近年に限ったことではなく、昭和40年代より徐々に増加の傾向が続いている⁸。しかし、子供のある世帯の総数が減少傾向にあることを勘案すると、子供のある世帯の中に占める母子世帯の率（母子世帯率）は上昇していると推測される。これを確かめるために、厚生労働省の『国民生活基礎調査』の個票から20歳未満の子供のいる全世帯の中で母子世帯である比率（母子世帯率）を計算すると、平成元（1989）年では4.7%であったものが、平成10（1998）年には5.7%、平成13（2001）年には6.5%に上昇している（表2.1）。これを子供数ベースでみると3.9%（1989年）から5.7%（2001年）の上昇となり、約10年間で約1.5倍の増加となっている。このように、母子世帯率は、着実に上昇しているといえる。

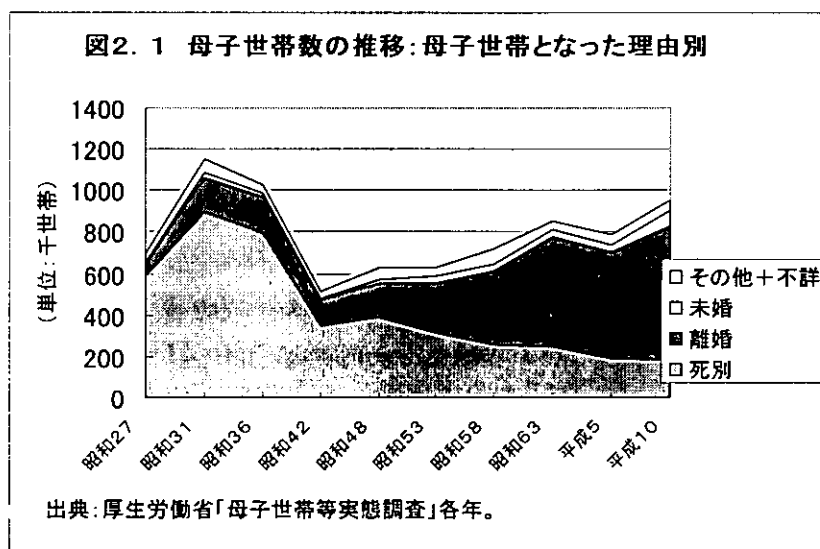


表2.1 有子世帯の中の母子世帯の割合

	平成1 (1989)	平成8 (1996)	平成10 (1998)	平成13 (2001)
世帯数ベース	4.7%	5.6%	5.7%	6.5%
子供数ベース	3.9%	4.8%	4.9%	5.7%

注：生活保護世帯はサンプルから除外。

出典：『国民生活基礎調査』平成元年、8年、10年、13年の世帯票より筆者計算。

⁸ 最新の『母子世帯等調査』は平成15年度に行われているが、その結果はまだ発表されていないため、平成10年以降の（公式な）母子世帯数の上昇は確認できない。しかし、児童扶養手当受給者数は平成10年から急増しており、母子世帯数（率）は、平成10年ごろから急増している可能性が高い。

3. 母子世帯に対する経済的支援

母子世帯になる理由がいかにあれども、女性が子供を一人で養育することは、経済的に大きな困難を伴う。子供期の貧困（低所得）が、子供の健康、発育、成績、情緒、将来の就職、福祉への依存などに負の影響を与えることは、アメリカなどの実証研究でも明らかとなっており（Duncan, G. & Brooks-Gunn 1997, Duncan et al.1998 等）⁹、他の有子世帯に比べ貧困率が数倍となっている（阿部 2003）母子世帯に対する経済支援は子の将来的なウェルフェアのためにも重要である。そのため、母子世帯を経済的に支援するために様々な制度が整備されている。夫と死別した場合には、夫が厚生年金、国民年金などの公的年金に加入していれば、遺族年金が支払われる。また、公的なものではないが、死亡保険などの民間保険による保険金給付も大きな経済的支えである。夫と離別した場合には、子供の養育費を夫から受けることができる。しかし、残念なことに、現在の日本において、養育費を受け取っている離別母子世帯は全体の 20.8%に過ぎない（厚生労働省 2001）。以下には、母子世帯に対する国から給付される所得移転の中でも特に防貧的色合いが濃い児童扶養手当制度と生活保護制度の現状を述べる。

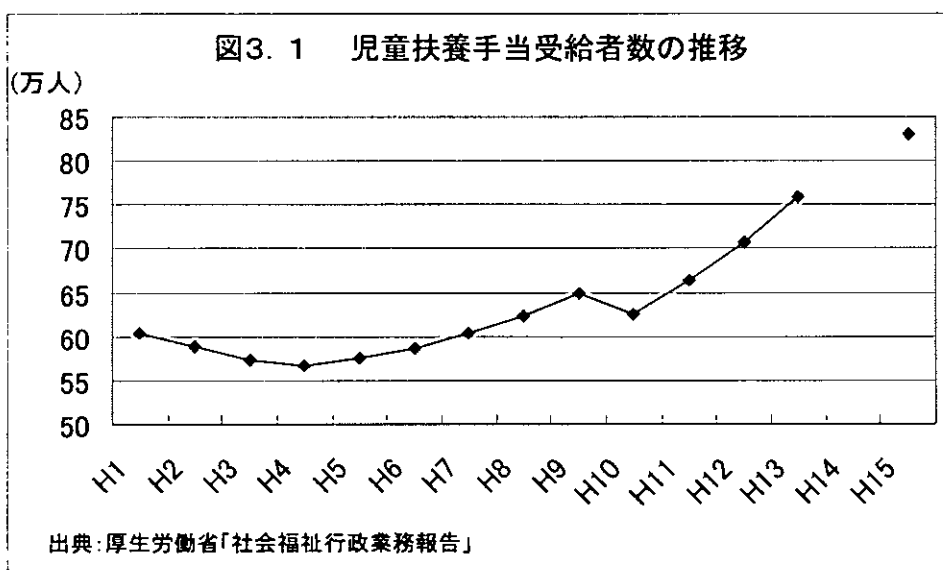
1) 児童扶養手当

死別・生別を問わずにすべての母子世帯を対象とする現金給付としては、児童扶養手当が存在する。児童扶養手当は、所得制限を下回る母子世帯（または、養育者）を対象としており、第 1 子については月 5,000 円、第 2 子には月 5,000 円、第 3 子以降は月 3,000 円が支給される。平成 14（2002）年までは、児童扶養手当は全額支給と一部支給の 2 段階に分けられており、子供一人と母親の二人世帯の場合、年間収入が 130 万円未満であれば全額給付、130 円以上 300 万円未満であれば一部支給を受けることができた。平成 14（2002）年には、この 2 段階制度が廃止され、代わりに徐々に給付額が減額されるテーパリング制度が導入された（詳細は以下参照のこと）。また、平成 14（2002）年には母子及び寡婦福祉法の改正と同時に、児童扶養手当の改正も議論され、母子世帯に対する公的経済支援は母子世帯となった初期に限定し、就労を通じた自立を支援する基本的方向性が打ち出された¹⁰。児童扶養手当は、平成 9（1997）年にも一部支給の所得制限が引き下げられており、全額支給の所得制限についても、ここ数年来据え置きとなっていた。今回の改正によっても、全額支給を受けられる収入制限は、実質的に 204.8 万円から 130 万円に減額されている。つまり、児童扶養手当の支給要件は、より厳しくなっている方向にある。

⁹ 多くのアメリカにおける実証研究が所得と子供のパフォーマンスに正の相関を見出している。特に乳幼児期における貧困は、子供の将来のパフォーマンスに大きな相関をみせている。しかし、子供のパフォーマンスが所得に起因するか否かを立証した研究は少ない。これは、所得と子供のパフォーマンスの両方に影響する要因（例えば、親の IQ、就労・教育に対する態度）をすべてコントロールすることが非常に難しいからである。

¹⁰ 当初の改革案においては、児童扶養手当の（全額）支給期間にタイム・リミットを設ける案なども検討されたが、平成 15 年の基本方針においては、この案は含まれていない。

しかし、母子世帯の絶対数の増加により、児童扶養手当の受給世帯数も年々増加しており、平成15年5月末時点で約83万人が受給している（厚生労働省「福祉行政報告例」）（図3.1）。特に平成10年以降は、その伸びが著しい。しかし、受給者数を母子世帯数で割った受給率を計算してみると、児童扶養手当の受給率は、昭和58年から平成10年にかけて82%から66%まで下がっている^{11,12}（表3.1）。この減少は、母子世帯の経済状況が改善したために所得制限以下の対象世帯が少なくなったとも考えられるし、また、所得制限以下の収入であっても児童扶養手当を受け取っていない世帯が増えたとも考えられる（捕捉率の低下）。これを確認するためには、母子世帯の収入も含めたデータを精査しなければならない。また、児童扶養手当受給者数が急激に増加している平成10年以降は、比較可能な母子世帯数のデータがないため受給率の変化をみることができない。



¹¹ 平成13年に日本労働研究機構が行った「母子世帯の母への就業支援に関する調査」においては、児童扶養手当の受給率は「全額受給」が42.9%、「一部受給」が17.9%であり合わせて60.8%が受給している。この調査の母子世帯の定義と全国母子世帯等調査の定義は若干異なるため、単純に比較することはできないが、おおむね6割近い母子世帯が児童扶養手当を受給しているといえよう。ただし、日本労働研究機構の調査における母子世帯の定義は「母親と20歳未満の子どものみからなる世帯」であり、同居母子世帯も含む全国母子世帯等調査よりも定義が狭いため、同居母子世帯も含むと受給率はさらに低くなると推測される。

¹² 児童扶養手当の対象児童は18歳の年度末までであり、全国母子世帯等調査の子の定義は20歳未満であるため、分母のすべての母子世帯が児童扶養手当の対象であるわけではない。

表3.1 児童扶養手当の受給率

(単位:万人)	母子世帯数*	受給者数**	受給率***
昭和 58(1983)年	71.8	59.2	82.4%
昭和 63(1988)年	84.9	61.8	72.8%
平成 5(1993)年	79.0	57.5	72.8%
平成 10(1998)年	95.5	62.5	65.5%

*「全国母子世帯等調査」より 単位:万人

**「社会福祉行政業務報告」より 単位:万人

*** 受給率=受給者数/母子世帯数

2) 生活保護制度

これらの給付をもってしても最低生活費を下回る世帯に対しては、最後のセーフティ・ネットとして生活保護制度が存在する。生活保護制度は、母子世帯に限らずすべての国民を対象とする制度であり、世帯所得が最低生活費を下回る世帯に対して、その差額を給付するものである。最低生活費は、世帯人員数や世帯構成員全員の年齢、居住地などから計算され、母子世帯の場合には、母子加算が加算されている。生活保護制度は、最低生活を保障する制度であるため、世帯員が就労して得た勤労所得や遺族年金・養育費など他の所得がある場合は、その分が給付額から差し引かれる¹³。

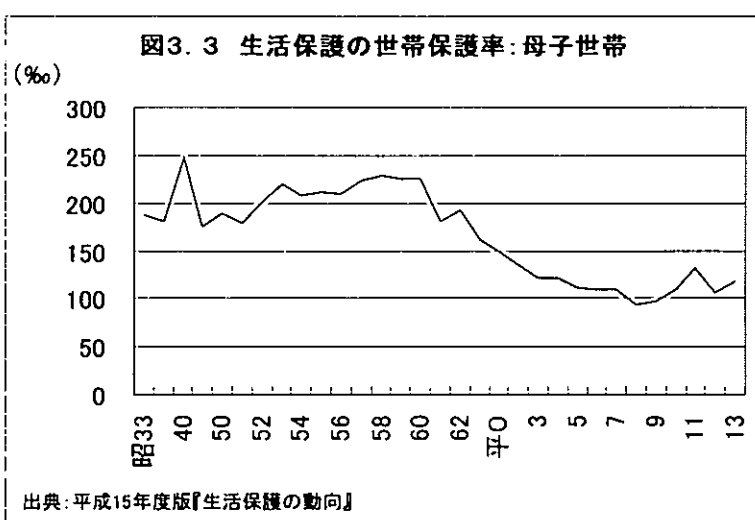
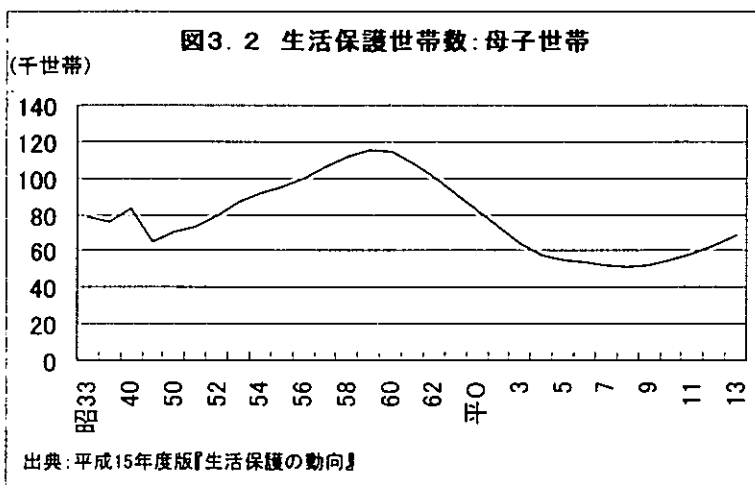
長期的に被保護母子世帯数、世帯保護率¹⁴を概観すると、共に昭和 58～60 (1983～1985) 年をピークに減少し始め、平成 9 (1997) 年を最低とし、その後は上昇している (図 3.2、図 3.2)。両者の推移は、ほぼ並行であり、母子世帯の被保護世帯数の推移は、その母体数の推移よりも世帯保護率の推移に影響されるところが非常に大きいと言えよう。母子世帯の被保護世帯率の推移の要因としては、母子世帯の経済状況の変化 (生活保護を必要とする母子世帯の率の変化)、生活保護行政の引き締めなどが考えられる。

平成 13 (2001) 年に、生活保護にかかった母子世帯は 68,460 世帯であり、母子世帯における世帯保護率は、11.7%となっている。母子世帯の約 10 分の 1 は生活保護を受けているということとなる。しかし、全ての被保護世帯が生活保護からの給付のみに所得を頼っているわけではない。生活保護を受けていても、就労可能な世帯員 (この場合、母子世帯の母親) がいる被保護世帯に対しては就労を促す指導が行われており、実際には被保護母子世帯の 48% (平成 14 年) がなんらかの勤労収入を生活保護と並行して得ている (国立社

¹³ 勤労所得については、一定の控除が認められている。

¹⁴ 生活保護統計における母子世帯は、母親と子供のみ在世帯 (単独母子世帯) と定義されている。そのため、同居母子世帯は生活保護統計の中では「その他世帯」と分類されているため、世帯数は公表統計からはわからない。母子世帯における生活保護率は、単独母子世帯の総数を分母とし、生活保護統計で母子世帯と分類される世帯数を分子とする率である。

会保障・人口問題研究所 2003)。



3) 近年の動き

平成15年3月に告示された「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(厚生労働省告示第百二号)においては、母子世帯の就労やキャリア・アップを支援するための就労斡旋、相談機能、職業訓練のための貸付金、保育サービスの拡充などが盛り込まれている。

近年の母子世帯関連制度の改正

2002年8月 児童扶養手当の改正 テーパリング導入、実質給付切り下げ

母子二人世帯の場合:

改正前 全額支給 (月 42,370 円) : 収入 204.8 万円未満

一部支給 (月 28,350 円) : 収入 300 万円未満

改正後 全額支給 (月 42,370 円) : 収入 130 万円未満

一部支給（月 42,360～10,000 円）：収入 365 万円未満

理由：母子世帯の「自立」、「就労インセンティブ」

2003 年 3 月 「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」

①子育て支援（小規模分園型母子生活支援施設の設置、母子生活支援施設への保育機能の付与、母子家庭等日常生活支援事業の実施など）、②就労支援（公共職業安定所における職業斡旋、特定求職者雇用開発助成金の活用、保育所優先入所の推進、母子家庭自立支援給付金、母子家庭自立支援給付金（常用雇用転換奨励金）の活用など）、③養育費の確保（啓蒙活動、相談機能）、④経済支援（母子寡婦福祉貸付金、児童扶養手当に関する情報提供）

4. 母子世帯の就労と今後の分析の方向性

このように、児童扶養手当の受給率も生活保護制度の受給率も低下しつつある中、母子世帯はどのようにしてその生活のすべを得ているのであろうか。一つの可能性は、就労である。つまり、「母子世帯数（率）は増えたものの、その多くが就労しており児童扶養手当や生活保護の所得制限以上の所得を得ている」という可能性である。実際に、母子世帯の母親の就労率を『国民生活基礎調査』の個票から計算すると、84～88%が就労している（表 4.1）。しかし、興味深いのは、平成元年に比べ平成 10 年、13 年は独立母子世帯、同居母子世帯ともに若干減少していることである。この理由はなぜであろうか。

表 4. 1 子供(20 歳未満)がある 20 歳～59 歳女性の就労率

	世帯票	世帯票	世帯票
	平元 (1989)	平 10 (1998)	平 13 (2001)
独立母子世帯の母親	88.1%	86.6%	86.8%
同居母子世帯の母親	86.0%	84.3%	84.0%
その他の母親	52.5%	52.6%	57.3%

出典：『国民生活基礎調査』H1, 10, 13 年世帯票より筆者計算。

母子世帯の母親の就労が減少した理由には、以下の仮説が立てられる。

仮説 1：女性の就労全般が減っている。

仮説 2：母子世帯の構成がより就労に不利(例えば子供が小さい)になっている。

仮説 3：「母子世帯」であること自体が就労により不利になっている。

仮説 4：母子世帯の中で同居母子世帯が増えたため、就労のインセンティブが減った

仮説 1 については、表 4.1 でみられるように子供をもつ女性の就労率が平成元年から 13 年にかけて上がっていることから考えられにくい。しかし、この上昇は平成 13 年のみにみら

れることから（平成 10 年は平成元年とほぼ同じ就労率）、留意が必要である。これらの仮説は、各年の有子女性（母子世帯の母親も含む）pooled sample を用いて、以下の推計式で検証することができる。

$$Y_{ij} = f(A_{ij}, C_{ij}, S_{ij}, D_{ij}, B_{ij}, B_{ij} \times Yr01_{ij}, B_{ij} \times Yr10_{ij}, B_{ij} \times Yr13_{ij}, Yr01_{ij}, Yr01_{ij}, Yr01_{ij})$$

$Y_{ij}=1$ 個人 i が年 j に就労している、 $=0$ 就労していない

A_{ij} =個人 i の年 j 時の年齢

C_{ij} =個人 i の年 j 時の子供数

S_{ij} =個人 i の年 j 時の末子年齢

D_{ij} =個人 i の年 j 時の末子年齢

$B_{ij}=1$ 、個人 i の年 j に母子世帯 $=0$ 母子世帯でない

$Yr01_{ij}$ 、 $Yr10_{ij}$ 、 $Yr13_{ij}$ =年ダミー

これらの推計結果については、後日報告することとしたい。

参考文献：

阿部 彩 2003 「児童手当と年少扶養控除の所得格差是正効果のマイクロ・シミュレーション」『季刊社会保障研究』 第 39 巻第 1 号 pp70-82。

城戸喜子 1985 「母子世帯と生活保護 (I)」『季刊社会保障研究』 Vol.21.3, 1985.12, pp.247-261.

城戸喜子 19XX 「女性の自立と社会手当」『女性の社会保障』国立社会保障・人口問題研究所、pp.219-246.

厚生労働大臣 2003 「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」、厚生労働省告示第百二号、2003 年 3 月 19 日。

厚生労働省 2001 『平成 10 年度全国母子世帯等調査結果』。

厚生労働省 2002 『平成 14 年就業構造基本調査』。

厚生労働省 2003 「福祉行政報告例」平成 15 年 5 月

厚生労働省監修 2003 『平成 15 年度厚生労働白書』。

国立社会保障・人口問題研究所 2003 『「生活保護」に関する公的統計データ一覧』
<http://www.ipss.go.jp/Japanese/seiho/seiho.html>。

篠塚英子 1992 「母子世帯の貧困をめぐる問題」『日本経済研究』No.22, 1992.3, pp.77-118.

下夷美幸 19XX 「母子世帯への社会的支援」『女性の社会保障』国立社会保障・人口問題研究所、pp.247-266.

しんぐるまざあず・ふぉーらむ 2001 『シングルマザーの年金加入状況調査報告』しんぐるまざあず・ふぉーらむ。

生活保護の動向編集委員会編 2003 『平成 15 年度生活保護の動向』。

中垣昌美編 1987 『離別母子世帯の自立と児童扶養手当制度』大阪府母子福祉連合会発行、さんえい出版。

日本労働研究機構 2003 『母子世帯の母への就業支援に関する研究』。

Duncan, G., Brooks-Gunn, J. (eds.) 1997 *Consequence of Growing Up Poor*, Russel Sage Foundation.

Duncan, G. et al. (1998) "How much does childhood poverty affect the life chances of children?," *American Sociological Review*, 63, pp.406-423.

Tokoro, M.2003 "Social Policy and Lone Parenthood in Japan: A Workfare Tradition?," *Journal of Social Security Research*, 2003.11.

i 本稿における「独立母子世帯」と「同居母子世帯」の定義は以下のとおりである。

同居母子世帯＝「世帯の中に18歳以下の世帯主の孫がおり、かつ、その子の母親・父親と思われる世帯員（有配偶の子で最低15歳以上孫から年齢が離れている世帯員）がおらず、未婚で最低15歳以上年上の娘がいる世帯（例①）、または、18歳以下の子がおり、世帯主が女性で非有配偶の世帯（例②）」

（例①：世帯主68歳男、世帯主の妻65歳女、子42歳未婚女性、孫5歳）

例②：世帯主離婚女42歳、世帯主の親68歳女、子5歳）

単独母子世帯＝「18歳以下の「子」がおり、かつ、その子の父親（世帯主または世帯主の配偶者）あるいはその子の有配偶の母親（世帯主または世帯主の配偶者）がいなく、世帯主が非配偶の女性で少なくともその子より15歳以上年上である世帯」

（例①：世帯主未婚女性38歳、子5歳、

例②：世帯主未婚女性52歳、子21歳、子16歳）

参考： 国民生活基礎調査の定義では、「20歳以下の子供と母親のみの世帯」。同居母子世帯、または、単独の例②は母子世帯とされていない。

妻の就業と世帯所得*

大石 亜希子

国立社会保障・人口問題研究所

平成16（2004）年3月31日

1. はじめに

日本の所得格差は1980～90年代を通じて緩やかな拡大傾向にあり、その大きな部分は人口高齢化によって説明できるとされている（大竹、1994；大竹、2003；小塩、2004）。その一方で、単身世帯や夫婦共働き世帯の増加、親と同居する成人未婚子の増加などにみられる家族構造・就業構造の変化も、所得格差に少なからぬ影響をもたらしていることが知られている。例えば大石・伊藤（1999）は、『国民生活基礎調査』から単身者を除いて、2人以上世帯についてジニ係数を計算すると0.308（1989年、四分位）となり、単身者を含んだ全世帯のジニ係数0.346から大きく低下すると報告している。また、未婚成人や同居親を世帯から分離して成人夫婦単位の所得格差を計測したTerasaki（2002）は、家族構造の変化をコントロールすると1990年代に所得格差はほとんど拡大していないことを示した。

こうしたなかで、妻の就業と所得格差の関係についても近年、新しい現象が報告されてきている。従来、夫の所得と妻の労働供給の関係については、「夫の所得が低い世帯ほど妻の就業率は高い」というダグラス=有沢の法則が成立すると言われ、妻の就業によって世帯

* 本稿で使用した「国民生活基礎調査」の個票は、厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「家族構造や就労形態等の変化に対応した社会保障のあり方に関する総合的研究」（主任研究者：寺崎康博・東京理科大学教授）において目的外使用申請を行い、総務省統計局長の承認を得て再集計したものである（総統審第31号）。

間の所得格差は縮小すると考えられてきた。しかしながら大竹(2000)、小原(2001)、樋口ほか(2003)などの研究では、近年、高所得共稼ぎカップルが増加しつつあることが示されており、妻の就業が世帯間の所得格差を拡大させる要因として指摘されている。とくに樋口ほか(2003)では、高所得の共稼ぎ夫婦の増加により、夫の所得格差よりも夫婦合算所得における格差のほうが、わずかながらも大きいことが報告されている。樋口ほか(2003)で使用された(財)家計経済研究所のパネルデータは、対象が特定の年齢層に限られるという課題を抱えるものの¹、所得格差を見る上で妻の就業動向が重要な要因となりつつあることを実証的に示した点で先駆的な業績と言える。

アメリカではすでに1980年代の「縮小する中間層」(The declining middle class)論争のなかで、共稼ぎの増加が所得格差に及ぼす影響が注目されていた²。アメリカ商務省の統計によると、1976～1986年の10年間に、中間層(実質家族所得2万5000ドル以上3万5000ドル未満、1986年価格)のシェアは3%ポイント強低下し、高所得層のシェアはほぼ同程度拡大したが、その要因の一つとして共稼ぎの増加があったことが指摘されている。1986年当時、共稼ぎ家族の中位所得は3万8000ドルを上回り、共稼ぎによって所得階層でいえば高所得層に属することが可能であった。その一方で、このことは共稼ぎが可能な、夫婦が揃っている世帯とそうでない世帯——例えば母子世帯——との格差を拡大させることともなった(Levy, 1987)。Blackburn and Bloom(1994)は、1980年代のアメリカとカナダにおいて、夫と妻の所得水準の相関の高まりが所得格差拡大をもたらしたこと、また、こうした相関の高まりはスウェーデンや英国でも観察されることを示している。

そこで本稿では、妻の就業が世帯の所得分配に及ぼす影響を分析する予備作業として、『国民生活基礎調査』から観察される動向を整理して提示する。具体的には、1980年代末から2001年に至る妻の就業状況や所得状況を、夫の所得水準や公的年金上の地位との関係から把握する。夫の公的年金上の地位に着目する理由は、大石(2003)が指摘するように、妻の就業にまつわる103万円や130万円の壁が問題となるのは、夫が被用者年金に加入している場合だからである。

分析から得られた主な結果は、以下の通りである。第1に、妻の就業率は年齢階層や夫の公的年金上の地位を問わず、近年上昇している。勤務形態としては、中小企業の一般雇用者や、1年以上1年未満の契約雇用者として就業する者が増えている。第2に、妻の雇用労働力化が進んでいる半面、厚生年金に加入しない範囲内で第3号被保険者のまま就業する妻も増加している。第3に、「ダグラス＝有沢の法則」は一定範囲内では観察されるものの、夫が年収1000万円を超える層では高所得層ほど妻の就業率も高いというように、該当しないケースも出ている。第4に、高所得層ほど近年における妻の就業率上昇が著しい。第5に、夫の所得が高いほど妻自身も高所得だという傾向が強まっている。

¹ 1993年に24～34歳であった女性1500人と1997年に24～27歳であった女性500人を対象としている。

² McMahon and Tschetter (1986), Horrigan and Haugen (1988).

以下では第2節でデータの解説と分析を行い、第3節で結果をまとめる。

2. 妻の就業と世帯所得

2.1 データ

本稿で使用するデータは、厚生労働省『国民生活基礎調査（以下、『基礎調査』）』（平成元年、10、13年）の個票である。この3年次はいずれも調査サンプルの大きい大規模調査年に該当している。『基礎調査』には世帯票、所得・貯蓄票、健康票、介護票（13年のみ）があるが、本稿ではこのうち所得・貯蓄票の調査対象となった世帯およびその世帯に属する世帯員について、世帯票の情報とリンクさせて使用する。

分析対象は、各調査年において20—59歳の妻（有配偶女性）で、夫が何らかの事情で同一世帯に存在しないケースは除外している。年齢や婚姻状況、就業状況、公的年金加入状況などは調査時点（各年6月）のものであるが、所得については、調査前年のものであることに注意が必要である。

2.2 妻の就業状況：1989～2001年

表1は、妻の就業状況の推移を見たものである。無業者の割合は、1989年の50.5%から2001年の35.3%へと大幅に低下している。ただし、この低下は部分的には『基礎調査』の統計処理方法の変更によるものと見られる。2001年調査からは、①一般常用雇用者のうち勤め先の企業規模が不詳の者、②仕事の有無が不詳の者、③勤めか自営かが不詳の者、の3つについて、欠値とせず新たなカテゴリーが設けられている。従来、これらの者達がどのように処理されていたかは不明であるが、仮に「仕事なし」に分類されていたとすると、2001年の無業者の割合は40.2%となり、減少割合はより緩やかになる。

就業者の増加が顕著なのは、一般常用雇用者のなかでも中小規模の企業、そして1年以上1年未満の契約雇用者である。なお、『基礎調査』における一般雇用者とは、「雇用期間について別段の定めがないか、あるいは1年を超える期間の契約で他に雇われている者」であり、期間の定めのないパートタイム労働者なども含まれる。

妻の就業率の推移を年齢階層別に示したものが図1である。1989年と1998年の年齢階層別就業率はほぼ同水準であるが、1998年から2001年までの3年間には、全ての年齢階層で就業率が上昇している。就業率の上昇は、とくに新分類を使用した場合に顕著である。

総務省統計局『労働力調査』によると、有配偶女性(15歳以上全て)の労働力率は1998年の50.6%から2001年には49.5%へと低下しており、『基礎調査』とはトレンドが異なっている。また、年齢階層別の既婚女性労働力率も過去10年間、ほとんど変化がなく、『基礎調査』に見られるような1998年から2001年にかけての大幅な上昇は観察されない。調査による年齢階層別就業率（労働力率）の乖離はむしろ1989年と1998年で目立つが、『労働力調査』の労働力率には完全失業者が含まれることを考慮すると、これを含まない『基礎

調査』の就業率は労働力率を下回るのが通常ではないと思われる³。

このように、調査対象や就業の定義などの点で様々な相違があり、2001年から就業についての分類が変更されたことも考慮すると、『基礎調査』で妻の就業率のトレンドを把握することには十分な注意が必要だといえよう。

2.3 妻の就業状況：夫の公的年金加入状況別

つぎに、妻の就業率の推移を夫の公的年金加入状況別に見ると、夫が国年1号である場合に、妻の就業率の上昇幅はより大きくなっている。夫が自営業などに従事していて国年1号である場合、妻も家族従業者など自営業として働くケースが多いと考えられがちであるが、表2を見ると、構成比が上昇しているのは中小規模の企業に勤める一般常用雇用者、そして1月以上1年未満の契約雇用者である。すなわち、国年1号の妻は、従来よりも被用者として働く傾向が強まっている。一方、夫が2号である場合も、構成比が上昇しているのは中小規模の企業に勤める一般常用雇用者、そして1月以上1年未満の契約雇用者である。

それでは、こうした妻の被用者化は、公的年金上の地位にもあらわれているのであろうか？表3では、夫と妻の公的年金加入状況を見ている。夫が国年1号である場合、妻が厚生年金に加入する割合は、1989-2001年で3.8%ポイント上昇している。夫が2号である場合には、同期間で5.7%ポイントと、いっそう上昇幅は大きい。ただし、同期間における夫が2号である妻の就業率の上昇幅16.8%ポイント（2001年は新分類）と比較すれば小さく、第3号被保険者のまま就業する妻が増加したことが推察される。図3は、夫・2号世帯における妻・2号の割合の推移を年齢階層別に示している。妻・2号の割合は、40代～50代前半のいわゆる中高年層や20代後半で上昇している。その半面、出産・育児期に相当する30代前半での上昇幅は小さい。

2.4 妻の就業状況：夫の所得階級別

図4は、妻の就業率の推移を夫の所得階級別に示したものである。前述したように、ここでの夫の所得は調査前年のものであり、妻の就業状況は調査時点のものであることに注意が必要である。所得は消費者物価指数で2000年価格に実質化されている。

1989～2001年における妻の就業率の上昇幅が最も大きいのは、夫の年収が900～1000万円のクラス（新分類で23.6%ポイント）、1500～2000万円クラス（同20.1%ポイント）、2000万円以上クラス（同20.0%ポイント）など高所得層である⁴。その一方で、年収600万円未満の階層でも、年収100万円未満のクラスを除き、14～16%ポイント程度、妻の就

³ ただし『基礎調査』は調査前月1カ月における所得を伴う仕事の有無をたずねているという点で、月末1週間の状況を調査する『労働力調査』より範囲が広い。

⁴ ただし、1500万円以上の高所得層については各階層とも就業サンプルが90人前後と少ないことに注意が必要である。

業率は上昇している。

「ダグラス＝有沢の法則」が観察されるのは、夫の年収が1000万円前後のクラスまでで、それ以上の高所得層では、むしろ夫の所得が高いほど妻の就業率も高い。反転するポイントは、1998年までは夫の年収1200～1500万円近辺であったが、2001年には1000万円のところまで下がっている。

図5は、夫の所得5分位階級別に妻の就業率の推移を示している。第I、第II分位よりも、第III分位以上で妻の就業率の上昇幅が大きい。結果として夫の所得分位による妻の就業率の差は、従来よりも縮小している。

2.5 夫の所得分布の推移

妻の就業率が上昇した背景として、夫の所得が1989～2001年の期間にどのように変化したのかを観察してみよう。図6は、夫の実質所得の分布状況を3時点で比較したものである。1988年から1997年にかけて、全体として所得水準は上昇し、とくに年収700万円から1000万円の階層で厚みが増した。その一方で、分布のピークとなる所得階層は、年収400～500万円のままであった。

ところが2000年になると、分布のピークが年収300～400万円へと移るとともに、全体として所得水準は低下し、低所得層のウェイトも増加している。1988年と比較すると分布の形状はやや平板になり、所得格差が拡大していることを示唆している。

実際、夫の所得5分位別に平均所得の推移をみると、1988～97年には全体として所得水準が上昇した後、1997～00年には低下している（図7）。また、格差を示すV/I比は、1988年の7.2倍から1997年の6.5倍に低下した後、2000年には8.0倍とむしろ上昇している。すなわち、1997～2000年には、夫の所得水準の低下と所得格差の拡大が同時に進行していたことがわかる。

2.6 妻の所得分布の推移

こうしたなかで、妻の就業率上昇とともに、夫の所得分位にかかわらず、妻の平均所得も実質ベースで上昇している（図8）。ここでの平均所得は無収入の妻を含めたベースであるため、平均所得の上昇は、①妻の就業率上昇（無収入の妻の減少）効果と、②就業している妻の所得水準上昇効果、の2つの効果を含んでいる。夫同士の所得格差と比較して、妻同士の所得格差ははるかに小さいが、夫の所得分位があがるほど妻の平均所得もあがる傾向は近年ほど強く、V/I比は1988年の1.2倍から2000年の1.5倍に拡大している。

その結果として、世帯所得の格差も拡大した。世帯規模を等価尺度（世帯所得を世帯人員数の平方根で除したもの）で調整した世帯所得のV/I比は、1988年の5.2倍から2000年の5.6倍へと上昇している（図9）。

また、1997年から2000年にかけて、どの所得分位でも平均所得が低下したものの、1988年と比較すれば、実質で所得水準は上昇している。ただし第I分位では、2000年でも平均

世帯所得（等価尺度調整済）は148万円に過ぎず、1988年（144万円）をわずかに上回るにとどまる。すなわち、低所得層の所得水準は約10年間、停滞していることを意味している。

図10は、所得のある妻の所得分布の推移を示したものである。所得は各年の名目値で表記されている。1988年には年収80-90万円のところに大きなスパイクがあるが、1997年には年収100万円近辺に頂点が移動している。また、3年次とも年収110万円～200万円の範囲ではほとんど変化がない。こうした分布パターンは、大石(2003)で指摘するように、既婚女性を取り巻く税制・社会保障制度の影響を強く示唆している。

図10でもうひとつ注目されるのは、年収600～1000万円といった高所得を得る妻のシェアがわずかながら増加していることである。年収300～400万円クラスについても、シェアは増加している。このように一般男性と同等の所得を得る妻が、どのような夫と結婚しているのか、夫が2号である夫婦について所得階層別構成をみたものが図11である。

第1に、妻の年収が300万円未満では夫の所得との関係は明瞭ではないが、300万円を超えるあたりから妻が高所得になるほど夫も高所得である傾向が強まる。例えば、妻の年収が600万円以上を超える夫婦では、約7割以上が夫も年収700万円以上で、妻の年収が1000万円を超える夫婦では9割が夫も年収1000万円以上となっている。第2に、妻の年収が110万円までのグループでは、約4割の夫が年収700万円以上を得ている。すなわち、高所得の夫と専業主婦ないし103万円の壁の範囲内での就業にとどまる妻という組み合わせがこれに当たるとみられる。しかし、第3に、妻の年収110～300万円のグループでは、年収700万円以上の高所得な夫のシェアは2割前後に半減する。代わってこのグループでは、年収300万円未満の夫のシェアが高くなる。夫が第2号被保険者である場合、妻にとって年収110万円～300万円という所得は、配偶者特別控除や第3号被保険者制度の便益を受けられないという意味で、稼ぎ甲斐のない所得レベルと言えるが、大石(2003)で指摘したように、こうした世帯では所得税や社会保険料負担を覚悟の上で、夫の低所得を補うために所得稼得の必要性に迫られているのかもしれない。夫の所得がより高い階層が税制や社会保障制度から便益を受ける一方で、夫が低所得の世帯はむしろこうした便益の適用を受けていないという点では、分配的な意味でも問題がある。

最後に、妻の所得階級別に年齢構成を見たものが図12である。1988年と2000年を比較すると、就業人口の中高年化を反映して、全体としては中高年のシェアが高まっている。そうしたなかで、年収800万円を超えるような高所得の妻は、ほとんどが45歳以上であることが図からわかる。つまり、年功的な賃金体系が適用される正社員として継続就業してきた妻が、こうした高所得グループを構成しているのだと見られる。他方、年収600万円前後の階層では、就業人口全体の中高年化にもかかわらず、過去10年間に30代～40代前半の比較的若い層のシェアが増えていることが目立つ。男女雇用機会均等法の施行前後に就職し、継続就業してきた妻がこれらのグループを構成しているのではないかと考えられる。

3. 結語

本稿では、『国民生活基礎調査』に基づき、1980年代末から2001年までの妻の就業動向を、夫の所得水準や公的年金上の地位との関係に着目して観察した。本稿の主な発見は以下のようにまとめられる。

まず、妻の就業率は年齢階層や夫の公的年金上の地位を問わず、近年上昇している。勤務形態としては、中小企業の一般雇用者や、1年以上1年未満の契約雇用者として就業する者が増えている。このように妻の雇用労働力化が進んだ結果として、妻自身が厚生年金に加入する割合も上昇した。ただし、就業率の上昇幅と比較すれば厚年加入者割合の増分は小さく、第3号被保険者のまま就業する妻が増加していることが推察される。

つぎに、夫の所得との関係では、夫が低所得な世帯ほど妻の就業率が高いという「ダグラス＝有沢の法則」が成立しない傾向が強まっている。夫が年収1000万円を超える層では夫の所得が高いほど妻の就業率も高く、また、高所得層ほど近年における妻の就業率上昇が著しい。

さらに、夫の所得が高いほど妻自身も高所得だという傾向があり、近年はその傾向が強まっている。年収1000万円を超える高所得の妻の大半は45歳以上であるが、年収600万円近辺では30～40代と、比較的若い年齢層の妻の割合が拡大している。

このように、近年では妻の就業は世帯間の所得格差縮小要因ではなくなっている。高所得の妻の多くは、正規の職員として継続就業しているグループだと見られるが、結婚や出産を機にいったん退職する女性が多い中で、わずかながら継続就業する女性が増加してきたことが結果として世帯間の所得格差拡大につながっているのかもしれない。

以上

<参考文献>

大石亜希子・伊藤由樹子(1999)「所得分配の見方と統計上の問題点」『日本経済研究センター会報』第827号、pp.40-45.

大竹文雄(1994)「1980年代の所得・資産分配」『季刊理論経済学』第45巻第5号、pp.385-402.

大竹文雄(2000)「所得格差を考える」『やさしい経済学』日本経済新聞2000年3月3日.

大竹文雄(2003)「所得格差の拡大はあったのか」樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編『日本の所得格差と社会階層』日本評論社、pp.3-19.

小塩隆士(2004)「1990年代における所得格差と再分配政策」本報告書。

小原美紀(2001)「専業主婦は裕福な家庭の象徴か？」『日本労働研究雑誌』No.493,pp.15-29.

樋口美雄・法専充男・鈴木盛雄・飯島隆介・川出真清・坂本和靖(2003)「パネルデータに見る所得階層の固定性と意識変化」樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編『日本の所得格差と社会階層』日本評論社、pp.45-83.

Blackburn, M.L. and Bloom, D.E. (1994) "Changes in the Structure of Family Income Inequality in the United States and Other Industrial Nations During the 1980s," *NBER Working Paper* No.4754.

Horrigan, M.W. and Haugen, S.E. (1988), "The Declining Middle Class Thesis: A Sensitivity Analysis," *Monthly Labor Review*, May 1988.

Levy, F. (1987) *Dollars and Dreams*, Russell Sage Foundation.

McMahon, P.J. and Tschetter, J.H. (1986) "The Declining Middle Class: A Further Analysis," *Monthly Labor Review*, September 1986.

Terasaki, Yasuhiro (2002) "The Impact of Changes in Family Structure on Income Distribution in Japan, 1989-1997 Rising Inequality of Household Income Reconsidered", *The Japanese Journal of Social Security*, No.1, August 2002, pp. 2-15.

図1 妻の就業率（労働力率）の推移：1989～2001年

